

## 補助対象施設・設備の取り扱いについて

### 補助金で取得（修繕）した財産等は処分制限期間中に無断で処分してはいけません。

※処分＝転用、譲渡、交換、貸付、担保設定、取壊し等

(転用：処分制限財産を取得した当初の目的外に使用すること (店舗間の移動を含む))

#### 【福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金交付要綱】

##### 第23条（財産の処分の制限）3項（要約）

補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を他の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、様式第12号「取得財産等の処分承認申請書」により知事の承認を受けなければならない。

##### 第19条（交付決定等の取消し等）（要約）

2項 知事は、補助事業者が交付決定の内容又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

3項 知事は、前項の規定による取消しを行ったときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

**○知事の承認を受けずに処分を行った場合、交付決定が取消しになる場合があります。処分を行う場合には必ず事前に県へご連絡ください。**

○補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

○補助事業により取得等した設備については、「福島県創業等支援補助金」のシールを見える位置に貼り付けてください。

**○補助対象施設・設備が事業計画に基づき適正に使用されているか確認する場合があります**ので、使用状況を説明できるように書類や台帳などを整備しておいてください。

お問い合わせ先

福島県経営金融課

創業等補助金担当 TEL：024-572-7019